

令和6年度サンポート高松・中央通り等一斉清掃の実施について

次のとおり実施いたしますので、積極的な御参加をお待ちしています。

1 日 時

原則として毎月第1木曜日の**午前8時～午前8時20分**に、清掃を実施します。

第1回	令和6年4月4日(木)	第7回	令和6年10月3日(木)
第2回*	令和6年5月9日(木)	第8回	令和6年11月7日(木)
第3回	令和6年6月6日(木)	第9回	令和6年12月5日(木)
第4回	令和6年7月4日(木)	第10回*	令和7年1月9日(木)
第5回	令和6年8月1日(木)	第11回	令和7年2月6日(木)
第6回	令和6年9月5日(木)	第12回	令和7年3月6日(木)

※5月及び1月は第2木曜日です。

2 清掃区域

サンポート高松周辺並びに中央通りのことのでん高松築港駅から栗林公園東門前までの歩道及び各交差点から20～30mの区域、菊池寛通りの一部(ことのでん瓦町駅前から中央通りまでの歩道)の区域(裏面のとおり:距離にかかわらず可能な限りお願いします。)

3 その他

(1) 雨天の場合は、翌日の**金曜日**に限り延期します。(小雨は決行します。)

なお、清掃実施の有無については、当日午前7時以降に次の電話番号までお問い合わせいただくか、高松市のホームページをご確認ください。

高松市環境局環境総務課 TEL: 839-2388

(2) 清掃用具やごみ袋を、裏面図の○印の所に準備します。のぼりが目印です。

また、集めたごみ袋も○印の所に置いてください。

(3) 通勤時間帯と重なりますので、交通事故には十分気をつけてください。

(4) 道路の清掃を行う場合は、周囲の安全に十分注意を払うようにお願いします。

(5) 車道と歩道の分離されている道路では、車道側に出ないようにお願いします。なお、やむを得ず、車道等の清掃を行う場合は、必ず複数の方で周囲の安全確認を行い、十分気をつけてください。

(6) 中央通りは歩行者横断禁止区域となっていますので、各種交通法規に従い、中央分離帯等での清掃は行わないでください。

(7) 清掃活動後は、手洗い・うがいをしっかり行ってください。

※ 当課では、公共の場所等の清掃活動を行う場合、清掃用具の貸出しを行っております。是非御活用ください。

【問合せ先】

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号本庁舎13階
高松市環境局環境総務課
TEL: 839-2388 FAX: 839-2390
メールアドレス: kankyous@city.takamatsu.lg.jp

一斉清掃のホームページはこちら



清掃用具の貸出しについてはこちら

